

松 伏 町  
地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和3年11月

松伏町

## 目 次

第1章 背景	1
1 背景	1
2 埼玉県を取組	1
3 松伏町を取組と成果	2
第2章 計画の基本的事項	4
1 計画の目的	4
2 計画の範囲	4
3 対象とする温室効果ガス	5
4 基準年度、目標年度（計画期間）	6
5 上位計画との位置づけ	6
第3章 温室効果ガス排出量の状況	7
1 事務・事業の範囲における温室効果ガス排出量の推移	7
2 基準年度における温室効果ガスの排出状況	8
第4章 目標と基本方針	10
1 数値的な目標	10
2 目標達成に向けた取組	10
第5章 計画の推進	12
1 進捗管理体制	12
2 目標値の達成度評価と取組の進捗状況の点検・評価・見直し	14
3 進捗の公表	14

### 参考資料

- ・地球温暖化対策実行計画推進会議等設置要綱

# 第1章 背景

## 1 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組が構築されました。

我が国では、1988年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

松伏町においても、電力使用量の削減等をはじめとして、地球温暖化の防止に向けた取組が求められています。

## 2 埼玉県の取組

埼玉県では、県民、事業者、環境保全団体、行政など各主体が連携しつつ取り組むべき具体的な対策を定め、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進するため、平成21年3月「埼玉県地球温暖化対策推進条例」を制定し、同年4月より施行しました。

また、地球温暖化防止の観点から2050年の本県のあるべき姿を描き、その達成に向けた中期的な目標とその実現のための施策を示す「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050(埼玉県地球温暖化対策実行計画)(第2期)」を令和2年3月に策定し、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減することを目標に掲げ、取り組んでいます。

## 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の概要

策定年月	令和2年3月
計画期間	2020(令和2)年度～2030(令和12)年度
目指すべき将来像	脱炭素が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉
推進の方向性	<p>1 全ての主体が協働した対策の推進 国の地球温暖化対策計画や埼玉県地球温暖化対策推進条例に規定される責務に基づき、県をはじめ国、市町村、事業者、県民、環境保全活動団体、教育機関、研究機関などの各主体が協働して地球温暖化対策(緩和策・適応策)を推進する。</p> <p>2 脱炭素社会の実現に向けた取組の推進 脱炭素社会を実現するという長期的な目標を踏まえ、全ての部門においてエネルギーの効率的利用など温室効果ガス排出削減対策を進める。また、再生可能エネルギーを最大限導入することにより、エネルギーの脱炭素化に向けた取組を進める。</p> <p>3 適応策の推進 対策の費用対効果を高めるため、地球温暖化影響のモニタリング結果に応じて適応策を進める。また、適応策を効果的に進めるため、県民、事業者、市町村など各主体の温暖化影響に対する理解を深めていく。</p>

### 3 松伏町の取組と成果

#### (1) これまでの取組

松伏町では、平成12年3月に「松伏町環境保全条例」を制定し、河川や緑地等の自然環境等の保全に努めています。

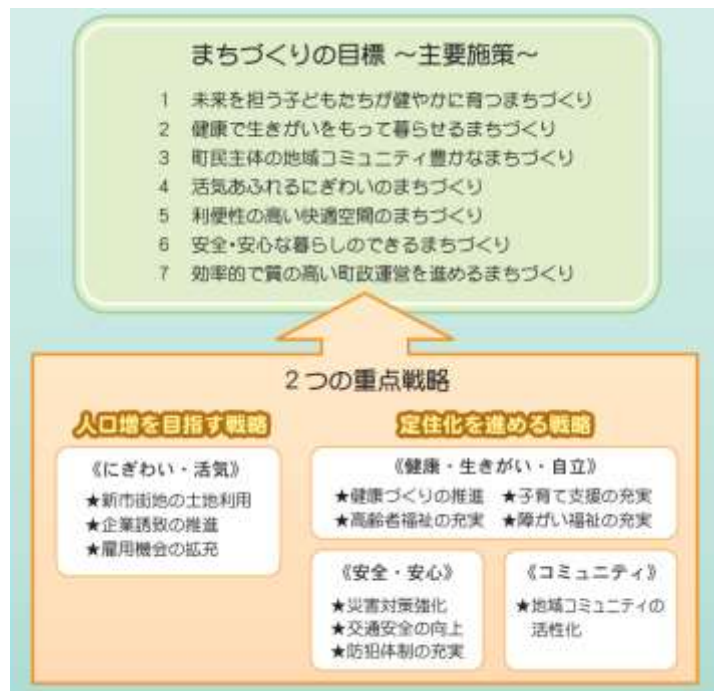
地球温暖化の防止については、具体的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策推進法」に基づき、平成15年3月に町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、「松伏町地球温暖化防止実行計画（第1次実行計画）」を策定し、取組をスタートしました。

また、平成26年3月「松伏町第5次総合振興計画」（以下「総合振興計画」という）では、町の将来像として『笑顔が未来に広がる緑あふれるみんなのまち』を実現するための7つの目標の中で総合振興計画の大綱6「安全・安心な暮らしのできるまちづくり ～生活環境の充実の施策～」としての地球温暖化対策に関する基本方針及び基本計画を掲げています。



町の将来像

出典：松伏町第5次総合振興計画



7つのまちづくり目標

出典：松伏町第5次総合振興計画

## (2) これまでの取組成果

松伏町では、平成 15 年 3 月に策定した「松伏町地球温暖化防止計画（第 1 次実行計画）」により、平成 16 年度から、町の事務事業から排出される温室効果ガスの排出量削減の取組をスタートし、約 5 年ごとの計画見直し等を経て 18 年が経過しました。

計画策定当初から、温室効果ガスの排出量年 1 %削減を目標に取り組できました。当町の温室効果ガス排出に伴うエネルギー種別の特徴としては、電力使用量に伴う温室効果ガスが大きな割合を占めています。

こうしたなか、平成 24 年 3 月の東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、火力発電所の稼働割合が高まったことにより、購入電力の CO<sub>2</sub> 排出係数が大幅に増加したため、電気使用量は減少しても、それに伴う二酸化炭素排出量は減少しない状況となっています。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1 計画の目的

この計画は、町が自らの事務・事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 2 計画の範囲

地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく策定する本計画の対象とする範囲は、町の行う事務・事業のすべてとし、出先機関を含めたすべての組織や施設を対象とします。

なお、今後、本計画期間内に設置・整備される施設についても対象とします。

#### 計画対象施設等一覧

庁舎内対象課	庁舎外対象施設
総務課	松伏会館，外前野記念会館，防災倉庫，防災行政無線子局，防犯灯・道路照明灯
企画財政課	
住民ほけん課	
税務課	
いきいき福祉課	北部サービスセンター，ふれあいセンター，かるがもセンター
すこやか子育て課	保健センター，児童館，第一保育所，どんぐり学童クラブ，いるかクラブ，杉の子学童クラブ，りす学童クラブ，なごみ学童クラブ，子育て支援センター
環境経済課	農村トレーニングセンター，赤岩農村センター，排水機場(赤岩排水機場，金杉揚水機場)，ポンプ場，関クリーンセンター
新市街地整備課	町内各公園，松伏記念・総合公園，
まちづくり整備課	下水道マンホールポンプ
会計室	
議会事務局	
教育総務課	適応指導教室，松伏小学校，金杉小学校，松伏第二小学校，松伏中学校，松伏第二中学校，給食センター，
教育文化振興課	中央公民館，B&G海洋センター，多世代交流学習館

### 3 対象とする温室効果ガス

本計画の対象となる温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定する、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)、三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>) の7種類とします。ただし、「温室効果ガス槽排出量」の算定の対象となる温室効果ガスには三ふっ化窒素 (NF<sub>3</sub>) を排出する活動は対象範囲に含まれません。(地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアルによる)

温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源		松伏町における 算定対象物質・影響要因
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPGの使用量</li> <li>電気使用量</li> </ul>
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。	
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や、燃料の燃焼、生活排水の処理、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の走行量</li> <li>浄化槽の使用人員</li> </ul>
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の燃焼、生活排水の処理、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車の走行量</li> <li>浄化槽の使用人員</li> </ul>
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約12~14,800倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車エアコンディショナー使用時の排出量(自動車保有台数)</li> </ul>
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390~17,340倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本町においては該当なし</li> </ul>
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本町においては該当なし</li> </ul>
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられている。		<ul style="list-style-type: none"> <li>本町においては該当なし</li> </ul>

## 4 基準年度、目標年度（計画期間）

### (1) 基準年度

国、県の計画と一致させることで、進捗状況の比較がしやすく、町民にもわかりやすいことから、2013年度（平成25年度）を基準年度とします。

### (2) 目標年度（計画期間）

パリ協定に基づく国際的な目標や国、県の計画を考慮し、2030年度（令和12年度）を目標年度とします。

また、計画期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までを計画期間とし、計画開始から5年後の2026年度に計画の見直しを行います。

## 5 上位計画との位置づけ

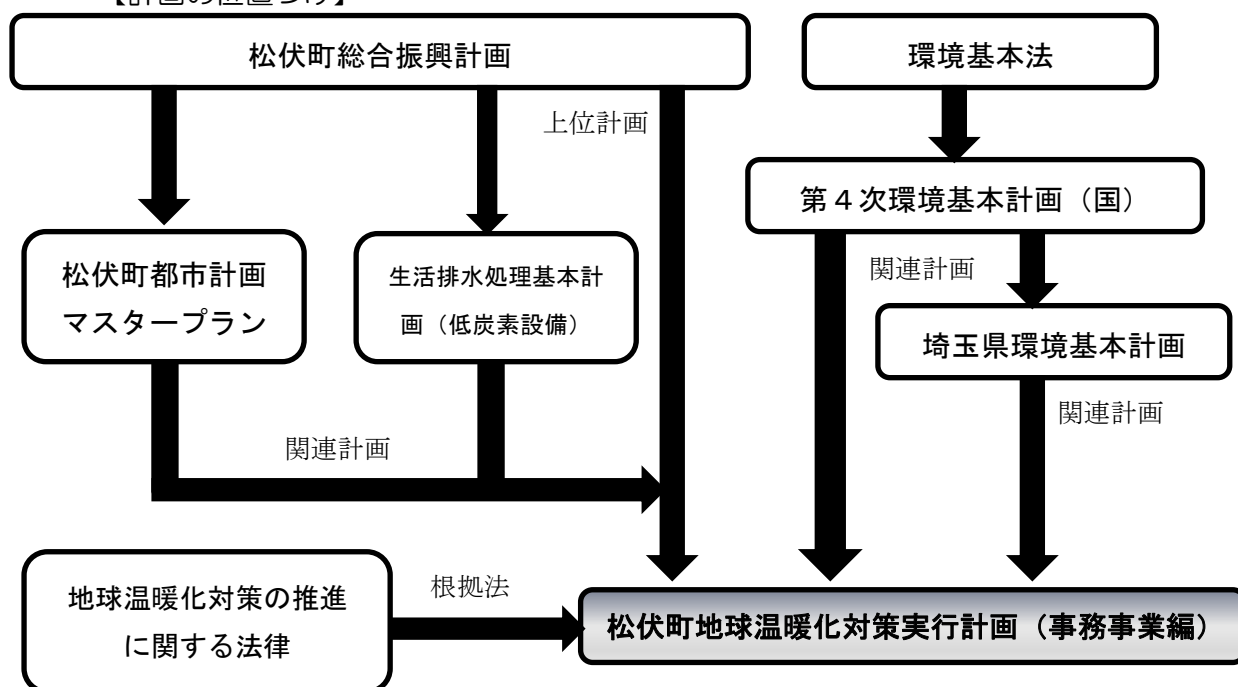
この計画は地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに森林等の吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものです。

また、平成26年3月に本町の最上位計画である松伏町第5次総合振興計画が策定されており、町の将来像として『笑顔が未来に広がる緑あふれるみんなのまち！』を実現するための7つの目標を掲げています。

地球温暖化対策については、総合振興計画の大綱6「安全・安心な暮らしのできるまちづくり ～生活環境の充実の施策～」に地球温暖化対策に関する基本方針及び基本計画が掲げられています。

この計画は、これら町の上位計画の理念に則り、松伏町の職員一人ひとりが地球温暖化対策に取り組むための具体的な指標を示し、町が自ら排出する温室効果ガスの排出削減を図るための行動計画として位置づけるものです。

### 【計画の位置づけ】



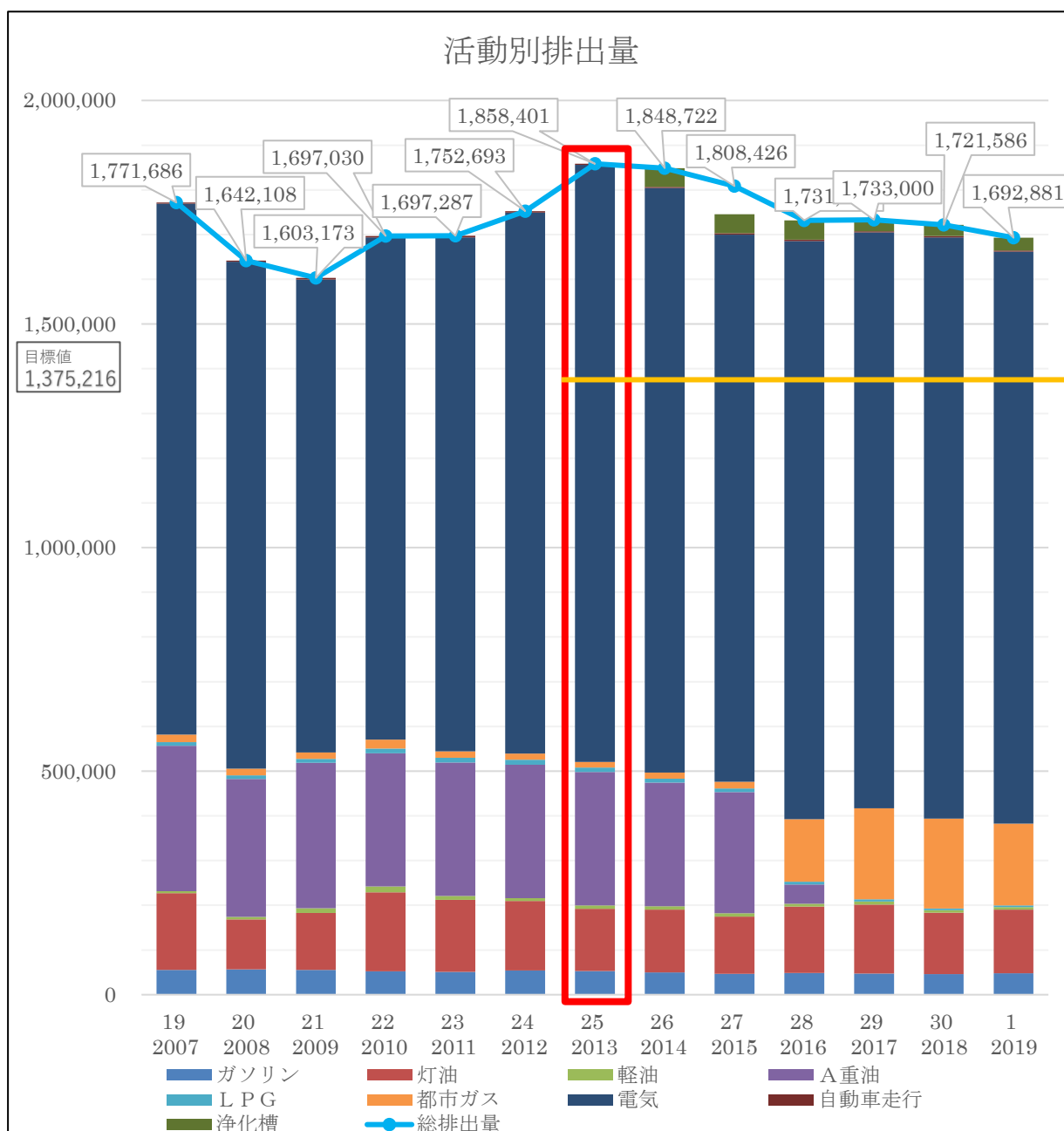


### 第3章 温室効果ガス排出量の状況

#### 1 事務・事業の範囲における温室効果ガス排出量の推移

町の事務・事業に伴う「温室効果ガス排出量」は、基準年度である2013年度（平成25年度）において、1,859t-CO<sub>2</sub>（1,858,401kg-CO<sub>2</sub>）となっています。

エネルギー種別では、電気が最も多く全体の71.9%を占めており、次いで、A重油16.0%となっており、上位2種類で87.8%を占めています。

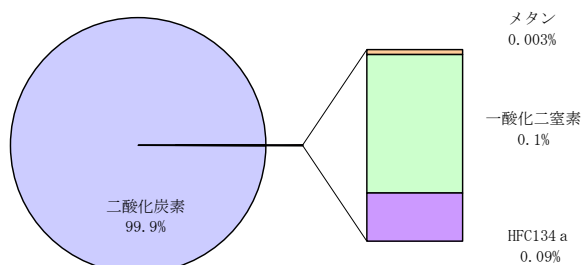


## 2 基準年度 2013（平成 25 年度）における温室効果ガスの排出状況

基準年度である 2013（平成 25 年度）における温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素換算で **1,858,401 kg** となっています。このうち、二酸化炭素が **99.9%**、メタンが **0.003%**、一酸化二窒素が **0.1%**、HFC-134a が **0.09%** となっており、ほとんどが二酸化炭素によるものです。

温室効果ガスの種類別排出量

温室効果ガス	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )
二酸化炭素	1,855,957
メタン	63
一酸化二窒素	1,770
HFC134a	611
合計	1,858,401

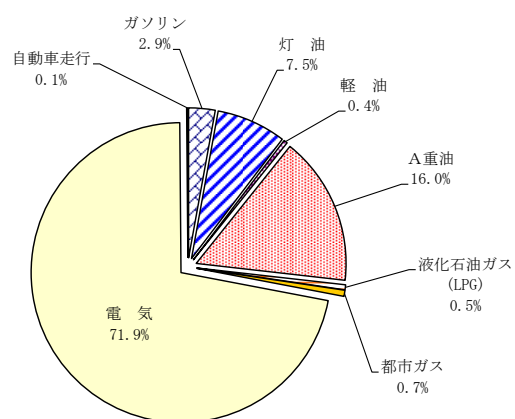


温室効果ガスの種類別排出量の割合

活動別では、電力使用によるものが **71.9%**、次いでA重油が **16.0%**、灯油が **7.5%** であった。

温室効果ガスの活動別排出量

活動（燃料）の種類	排出量(kg-CO <sub>2</sub> )
ガソリン	52,994
灯油	139,421
軽油	7,483
A重油	298,059
液化石油ガス(LPG)	10,095
都市ガス	12,256
電気	1,335,649
自動車走行	2,444
合計	1,858,401



温室効果ガスの活動別排出量の割合

### 基準年度 2013（平成 25 年度）総排出量

**1,858,401 kg-CO<sub>2</sub>**

基準年度における温室効果ガス排出量内訳

調査項目		平成25年度 活動量	単位	対象ガス	排出係数	温暖化係数	年間排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	
燃料使用量	ガソリン	22,826	ℓ	CO <sub>2</sub>	2.32	1	52,993.7	
	灯油	56,004	ℓ	CO <sub>2</sub>	2.49	1	139,421.0	
	軽油	2,895	ℓ	CO <sub>2</sub>	2.58	1	7,483.1	
	A重油	110,000	ℓ	CO <sub>2</sub>	2.71	1	298,059.3	
	液化石油ガス (LPG)	3,366	kg	CO <sub>2</sub>	3.00	1	10,094.6	
	都市ガス	5,676	m <sup>3</sup>	CO <sub>2</sub>	2.16	1	12,255.8	
電気使用量		2,544,094	KWh	CO <sub>2</sub>	0.525 *	1	1,335,649.4	
自動車の走行距離	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	58,226	km	CH <sub>4</sub>	0.000010	21	12.2
					N <sub>2</sub> O	0.000029	310	523.5
		軽乗用車	65,597	km	CH <sub>4</sub>	0.000010	21	13.8
					N <sub>2</sub> O	0.000022	310	447.4
		普通貨物車	—	km	CH <sub>4</sub>	0.000035	21	—
					N <sub>2</sub> O	0.000039	310	—
	小型貨物車	23,897	km	CH <sub>4</sub>	0.000015	21	7.5	
				N <sub>2</sub> O	0.000026	310	192.6	
	軽貨物車	50,558	km	CH <sub>4</sub>	0.000011	21	11.7	
				N <sub>2</sub> O	0.000022	310	344.8	
	特種用途車	19,763	km	CH <sub>4</sub>	0.000035	21	14.5	
				N <sub>2</sub> O	0.000035	310	214.4	
	バス	—	km	CH <sub>4</sub>	0.000035	21	—	
				N <sub>2</sub> O	0.000041	310	—	
	軽油	普通・小型乗用車	3,018	km	CH <sub>4</sub>	0.000002	21	0.1
					N <sub>2</sub> O	0.000007	310	6.5
		普通貨物車	9,432	km	CH <sub>4</sub>	0.000015	21	3.0
					N <sub>2</sub> O	0.000014	310	40.9
小型貨物車		—	km	CH <sub>4</sub>	0.0000076	21	—	
				N <sub>2</sub> O	0.000009	310	—	
特種用途車	—	km	CH <sub>4</sub>	0.000013	21	—		
			N <sub>2</sub> O	0.000025	310	—		
バス	—	km	CH <sub>4</sub>	0.000017	21	—		
			N <sub>2</sub> O	0.000025	310	—		
HFC-134a封入カーエアコンの使用台数		47	台	HFC	0.010	1,300	611.0	
総排出量 (CO <sub>2</sub> 換算)							1,858,400.9	

※対象ガス排出量=活動量×排出係数

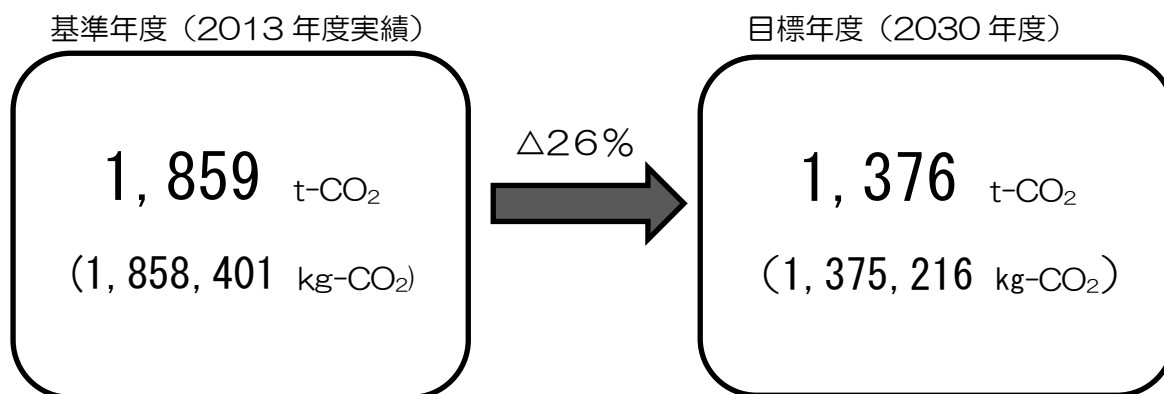
※二酸化炭素換算排出量=対象ガス排出量×温暖化係数

\* 国が公表している電気事業者ごとの実排出係数を使用

## 第4章 目標と基本方針

### 1 数値的な目標

第3次実行計画における目標達成状況及び国・埼玉県・県内の市町村の目標設定状況を踏まえ、現状レベルからの実行であり、かつ挑戦的な目標として、目標年度の2030年度（令和12年度）における町の事務事業に係る温室効果ガスの基準年度比の削減率を26%とします。



### 2 目標達成に向けた取組

#### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量の削減に重点的に取り組みます。なお、目標達成には、職員一人ひとりの意識が重要となるため、次の事項については、職員一人ひとりの意識により、積極的な地球温暖化対策を推進することとします。

- ①電気及び燃料使用量の削減
- ②物品やサービス等の購入・使用にあたっての配慮
- ③公共施設の建築、管理等にあたっての配慮
- ④職員に対する情報提供
- ⑤計画の進捗状況の点検、評価、見直し
- ⑥住民とのコミュニケーションの促進

#### (2) 具体的な取組内容

##### ①施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

\* 不要な照明のこまめな消灯等を徹底し、電力使用量を削減します。

\* 空調機器を効率的に使用し、電力使用量等を削減します。

\* 公用車の定期的な点検を実施し、ガソリン等の使用量を削減します。

\* 公用自転車を積極的に活用し、ガソリン等の使用量を削減します。

## ②施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

\* 空調設備の更新にあたっては、高効率な省エネルギー型機器への更新を推進します。

\* 公用車の更新にあたっては、ハイブリット車など低燃費車への移行を推進します。

## ③グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づき取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

\* 温室効果ガスの排出量の少ない電力の調達を目指します。

## ④再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの利用に取り組み、温室効果ガスの排出量削減を目指します。

## ⑤職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

\* 地球温暖化推進員による職員への意識啓発に取り組みます。

\* 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。

\* 空調は運転時間や適正な設定温度を心がけます。

\* 移動の際には、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。また、公用車を運転する際にはエコドライブを実践します。

\* コピー用紙の削減や節水、廃棄物の減量に取り組みます。

\* ミスコピーの裏面利用や両面コピーを奨励します。

## 第5章 計画の推進

### 1 進捗管理体制

---

松伏町地球温暖化防止計画（事務事業編）の推進を図るため、副町長が統括者となる「松伏町地球温暖化防止計画推進会議」を設けます。また、所属に「地球温暖化対策推進責任者」を配置して、取組を着実に推進します。

#### (1) 松伏町地球温暖化推進会議

副町長を統括者とし、所属長等で構成します。推進会議から計画の推進状況について報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

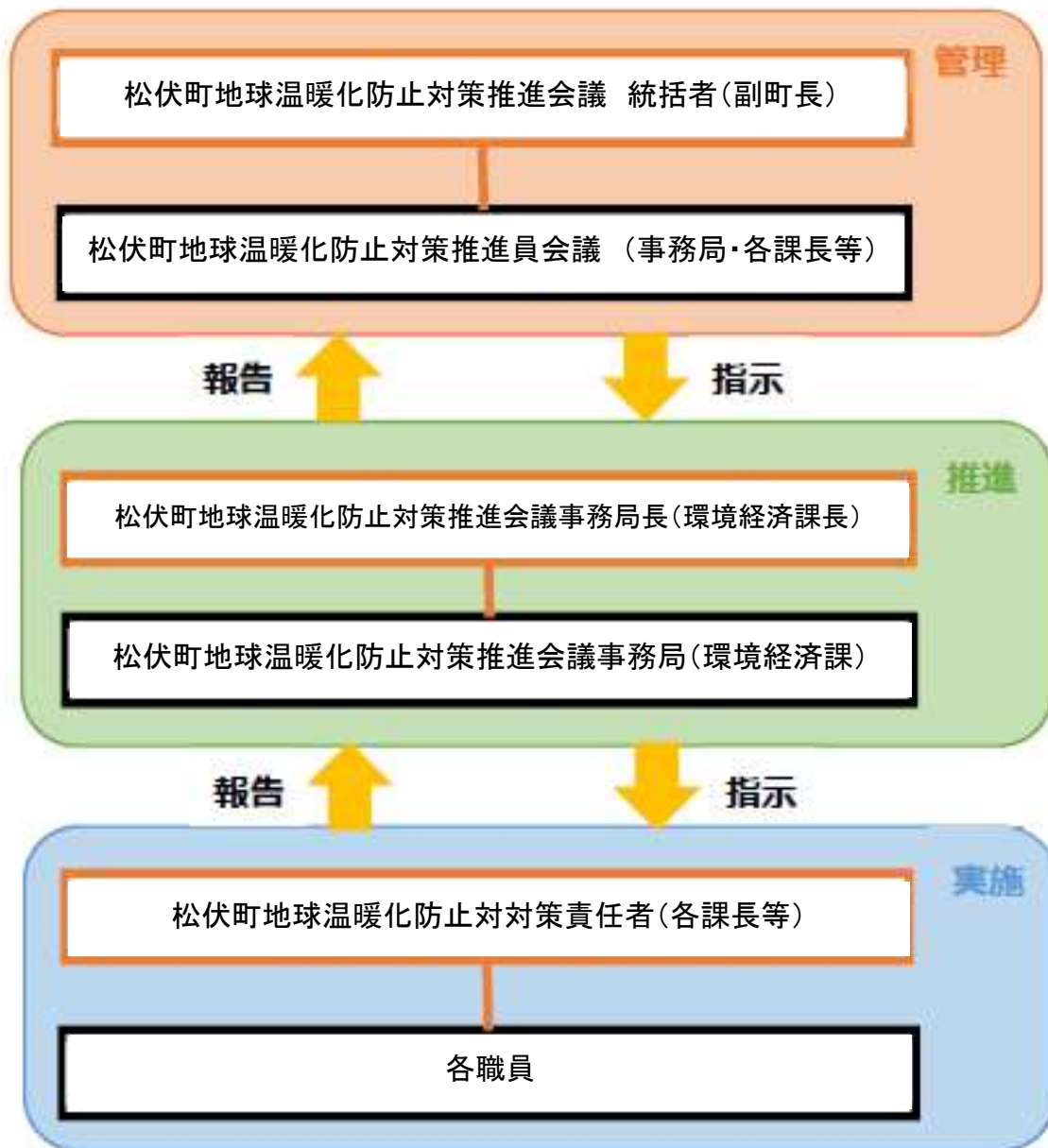
#### (2) 地球温暖化対策推進責任者

各課・室・局及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

#### (3) 地球温暖化対策実行計画推進事務局

松伏町地球温暖化対策実行計画推進事務局は、環境経済課が担当し、計画の推進にかかわる運営全般を行います。また、推進責任者からの報告を集約し、推進会議に報告します。

推進体制図



## 2 目標値の達成度評価と取組の進捗状況の点検・評価・見直し

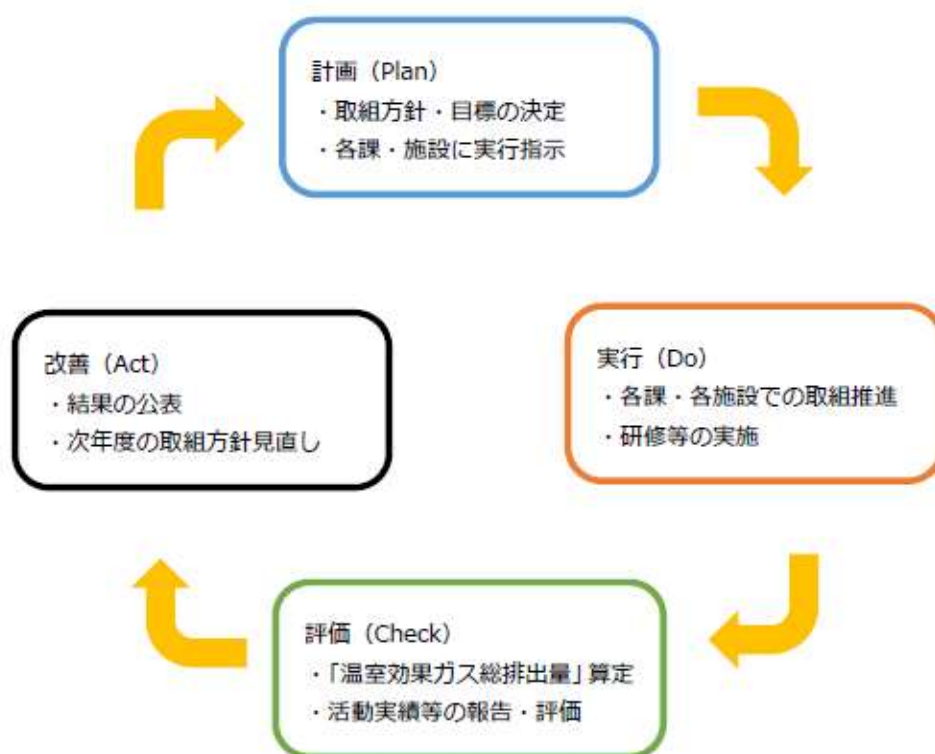
松伏町地球温暖化防止計画（事務事業編）はPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

### (1) 毎年のPDCA

計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して推進会議に報告します。推進会議は毎年1回進捗状況の点検、評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

### (2) 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

推進会議は毎年1回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2025年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2026年度の計画改定を行います。



## 3 進捗の公表

計画の進捗状況は、町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。



## 参考資料

### 地球温暖化対策実行計画推進会議等設置要綱

(平成 28 年 1 月 18 日町長決裁)

(設置)

第 1 条 町の事務・事業が様々な形で環境への影響を及ぼしていることを認識し、職員一人ひとりが省エネルギーやリサイクル等へ積極的に取り組み、町民や事業者の模範となって地球環境への負荷を低減するため、庁内実行組織として松伏町地球温暖化防止計画推進会議（以下、推進会議）、松伏町地球温暖化防止計画推進員会議（以下、推進員会議）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議、推進員会議において所掌する事項は次のとおりとする。

(1) 推進会議

ア 推進員会議から報告を受け、目標値の達成、計画の進捗を確認し、必要に応じて推進員会議に指示すること。

イ 計画を達成するための行動方針、取り組み等の見直し等を推進員会議に指示すること。

(2) 推進員会議

ア 各所属の「温室効果ガス算定のための基礎調査票」、「車両データ調査票」、「チェックシート兼報告書」をもとに進捗状況を推進会議に報告すること。

イ 所属職員に対する指導、助言を行い計画推進すること。

ウ 一年間の具体的な取り組み事項を設定し、目標を定めて進行管理をすること。

(推進会議)

第 3 条 推進会議は統括者が議長となり、次の職にある者で組織する。

2 統括者は、副町長をもって充てる。

3 推進会議は、総務課長、企画財政課長、環境経済課長をもって充てる。

(推進員会議)

第 4 条 推進員会議は統括者が議長となり、次の職にある者で組織する。

2 統括者は、環境経済課長をもって充てる。

3 推進員会議は、各所属長、その他をもって充てる。

(事務局)

第 5 条 推進会議、推進員会議の事務は、環境経済課において処理する。

(評価、検討、公表)

第 6 条 目標値の達成度評価と取り組みの進捗状況の点検評価の事項は以下のとおりとする。

(1) 達成度の評価は、電気使用量の抑制等の目標設定実行項目について、その実施状況及

び二酸化炭素の温室効果ガス総排出量等により行います。温室効果ガス排出量については、各課及び係の推進員が毎月作成する報告等により集計して、推進員会議や推進会議で報告、検討する。

なお、二酸化炭素等の温室効果ガス総排出量は、法に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインにより算出する。

(2) 取り組みの進捗状況の点検評価については以下のとおりとする。

ア 取り組みの進捗状況については、推進員が課ごとに報告書等を用いて記録した結果をもとに点検する。点検の結果は推進員会議で報告、議論する。

イ 前項の点検の結果をもとに、推進員会議で取り組みの進捗状況を評価し、その結果を推進会議に報告する。評価は、目標との比較のほか、過去の実績との比較、組織別、施設別の比較を可能な範囲で行い、計画の見直しの検討に反映する。

第7条 計画の実施状況の公表については以下の事項とする。

(1) 推進会議が町長へ報告する計画の実施状況については、同時に全職員に周知します。実施状況については、各所属課において評価、見直しを行い、目標に向かい取り組みを推進する。

(2) 計画の実施状況を町の『広報まつぶし』により年1回公表します。あわせて、松伏町のホームページにも掲載し、計画の進捗状況を公表する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、推進会議と協議し統括者が別に定める。

(附則)

この要綱は、町長決裁の日から施行する。